

1-（4）北部事務所における福祉機能の拡充について

1 目的

本市では、平成 27 年 3 月に策定した

「岐阜市都市内分権推進構想」に基づき、
住民主体のまちづくりを推進している。

その取組みの一つとして、

地域住民サービスの拡充を掲げ、
事務所の機能拡充などにより、
住民サービスの更なる向上に努めている。

⇒今年度も、政策のベクトルの一つに、

「寄り添う福祉」を掲げる中、
事務所における福祉機能の拡充を進める。

2 北部事務所の機能拡充

これまで、

南部東、西部、東部の各事務所において、
順次、福祉機能を拡充してきた。

⇒今年度は、北部事務所において、

9 月 1 日（水）から、

従来の戸籍などの事務 80 項目に加え、

福祉や健康に関する事務 45 項目の取扱いを新たに開始し、

計 125 項目の事務を取扱うこととしている。

○取扱い事務

①従来の取扱い事務（80 項目）

- ・戸籍、住民基本台帳、印鑑登録関係
- ・国民健康保険加入手続き
- ・税関係証明書発行 など

②新たな取扱い事務（45 項目）

- ・身体障害者手帳の交付申請
- ・障害福祉サービス利用申請
- ・福祉医療費受給者証の交付申請
- ・児童扶養手当の認定請求・証書発行
- ・予防接種券（子ども）の発行 など

また、今回は、

新たな試みとして、

北部事務所の職員の中で、
福祉業務に精通した職員を

「福祉窓口アテンダント」として選任。

⇒拡充業務取扱いの中心的な役割を担い、

寄り添う福祉の実現に資する取組みとしたい。

3 拡充等の成果

すでに、福祉機能を拡充した事務所では、

年々、福祉手続きの**取扱い件数が増えており**、
利用者の皆様から、

感謝の声もいただいている。

一方、昨年度から、**すべての事務所**で、

待合スペースの拡張や

車椅子に対応した窓口カウンター設置などの

リノベーションを行い、**ハード面**においても、

より使いやすい事務所となるよう取組んでいる。

(リノベーション前)



(リノベーション後)



4 今後の展開

こうした取組みにより、市民の皆様には、

身近な地域、あるいは**便利な場所**で、

各種の手続きを快適に行っていただけるようになるものと期待。

⇒今後も引き続き、

実施状況や改善点などを検証しながら、

残る事務所（日光、南部西）においても**機能拡充**を進め、

住民サービスの向上を図ってまいりたい。